

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合等の対応マニュアル

2021.	1.	27	制定
2021.	10.	28	改訂
2022.	1.	20	改訂
2022.	3.	28	改訂
2022.	7.	22	改訂
2022.	12.	6	改訂

本マニュアルは、学生及び教職員が新型コロナウイルスの感染が疑われる場合や感染した場合等の具体的な対応について整理したものです。万一の場合は、このマニュアルに沿って行動してください。

1 感染が疑われる症状が出た場合

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある場合、発熱がなくても「健康観察チェックシート」に該当する症状がある場合

- 登校・出勤を見合わせ、大学事務局に連絡してください（電話または専用メールアドレスあてメール）。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。

大学事務局 TEL 027-235-1211(代表) 内線117
専用メールアドレス corona-kesseki@gchs.ac.jp

- 朝夕検温等の健康観察を行い、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に定める「健康観察チェックシート」に記録してください。
- 症状消失後、2日間経過観察し、問題がなければ登校・出勤が可能となります。
- 状況に応じ、居住地にある「受診・相談センター」やかかりつけ医（以下、「受診・相談センター等」という。）に相談し、その指示に従ってください。指示された内容については、大学事務局に連絡してください。
- 以下のいずれかに該当する場合には、すぐに受診・相談センター等に相談してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 受診・相談センター等の指示で受けたPCR検査等で陰性が確認された場合、症状が消失すれば、登校・出勤が可能となります。

【「受診・相談センター」の連絡先】

- 前橋市、高崎市以外の市町村在住
群馬県受診・相談センター 平日・休日問わず TEL：0570-082-820
(24時間対応)
- 前橋市在住
前橋市保健所 平日・休日問わず (8:30～21:00) TEL：027-220-1151
上記以外の時間帯は群馬県受診・相談センター TEL：0570-082-820
- 高崎市在住
高崎市保健所 平日 (8:30～17:15) TEL：027-381-6112
上記以外の時間帯は群馬県受診・相談センター TEL：0570-082-820
- 県外在住
在住する都道府県の受診・相談センターを調べてください。

(2) 微熱や「健康観察チェックシート」に該当しない程度の軽い症状の場合

- 必要に応じて登校・出勤を見合わせ、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。この場合、症状が消失すれば、登校・出勤は可能です。

2 感染が判明した場合

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで登校・出勤停止となります。医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
- 報告可能な状況であれば、速やかに大学事務局に連絡してください。事務局から感染状況の聴き取りを行いますので、ご協力をお願いします。
- ※ 治癒後、大学に復帰する際に、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出は必要ありません。

3 濃厚接触者となった場合

- 保健所から個別に指示を受けた場合は、その指示に従ってください。
- 登校・出勤を見合わせ、速やかに大学事務局に連絡してください。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。
 - ※ 感染者との同居家族は、原則、濃厚接触者となります。
 - また、感染者と、感染可能期間（陽性者が、他の人に感染させる可能性のある期間〔目安：感染者に症状が現れた日の2日前〕）に、以下の接触をしている者は、濃厚接触となる可能性があります。
 - ・感染者と一緒に、会話をしながら食事をした。
 - ・マスクをしていない状態（不十分な着用を含む）で、感染者と「1～2メートル以内」で「15分以上」会話をした。
- 感染者との最終接触日から原則5日間の自宅待機（登校・出勤停止）となります。朝夕検温等の健康観察を行い、「健康観察チェックシート」に記録してください。なお、7日間は健康観察を続けてください。
- 待機期間の2日目・3日目（両日）に、薬事承認された抗原検査キットで陰性が確認

された場合、3日目の陰性確認後から待機期間を短縮することができます。なお、待機期間を短縮する場合も、7日間は健康観察を続けてください。

- PCR検査等の結果についても、わかり次第、大学事務局に連絡してください。
- PCR検査等で陽性となった場合は、「2 感染が判明した場合」に従って対応してください。
- 自宅待機期間中に症状が出なければ、期間終了後、登校・出勤が可能となります。自宅待機期間中に症状が出た場合は「受診・相談センター等」へ相談し、その指示に従うなど必要な対応を図るとともに、大学事務局に連絡してください。

4 同居家族が濃厚接触者になった場合・同居家族に感染が疑われる症状が出た場合

- 濃厚接触者の接触者については濃厚接触者に該当しません。このことから、同居家族が濃厚接触者となった場合や同居家族に風邪の症状や発熱等感染が疑われる症状がある場合でも、登校・出勤は可能です。
- 家庭内においては、以下の点に注意してください。
 1. 感染が疑われる人との部屋を可能な限り分ける
 2. 感染が疑われる人の世話はできるだけ限られた人に止める(可能な限り接触しない)
 3. できるだけマスクを使用する
 4. 小まめにうがい・手洗いをする
 5. 日中はできるだけ換気をする。
 6. 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
 7. 汚れたりネン、衣服を洗濯する
 8. ゴミは密閉して捨てる

5 登校停止等の取扱い

- 登校停止は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置とします。登校停止により欠席した授業については、学生の不利益とならないよう適切な配慮を行いますので、登校を再開した際に、欠席した授業の担当教員に申し出て指示を受けてください。
- 発熱等の風邪症状等で登校を見合わせた時も、登校停止に準じた取り扱いをする場合がありますので、登校を再開した際に、欠席した授業の担当教員に相談してください。

* 感染が疑われる場合等に学生がとるべき具体的な対応について、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート」に主なものをまとめましたので、参照してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、**治癒するまで登校停止**となります。感染拡大防止措置をとる必要があるため、大学事務局に連絡（電話またはメール）してください。

【電話】 027-235-1211（代表）

【専用メールアドレス】 corona-kesseki@gchs.ac.jp

2. 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合、発熱がなくても「健康観察チェックシート」に該当する症状がある場合

【自宅・通学途中の場合】

登校せずに自宅で待機し、大学事務局に連絡（電話またはメール）する。

【授業中の場合】授業の担当教員に症状を申し出て帰宅する。大学事務局に連絡する。

- ① **症状が消失するまで自宅で経過観察（登校停止）**
- ② 毎日、健康観察を行い、健康観察チェックシートに記録（検温は朝夕2回）する。

以下の場合にはすぐに相談

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・基礎疾患等がある方で比較的軽い風邪症状がある場合
- ・比較的軽い風邪症状が続く場合

- ① **受診・相談センター（※1）**やかかりつけ医に相談し、指示に従う。
- ② 指示内容を電話・メールにて大学事務局に報告する。

PCR検査等

陰性
症状消失
大学事務局に連絡

陽性 登校停止
① 医療機関の指示に従う。
② 大学事務局に連絡

治癒

症状なし

登校

濃厚接触者（※2）となった場合

- ① 登校はせず、保健所から本人に連絡が入った場合はその指示に従う。
- ② 大学事務局に連絡

PCR検査等（検査は任意）

陰性

- ① 感染者との最終接触日から**原則5日間自宅待機（登校停止）**とする。
※ 待機2日目・3日目に抗原検査キットで陰性が確認された場合、待機期間短縮可
- ② 大学事務局に連絡
- ③ 毎日健康観察を行い、健康観察チェックシートに記録する（検温は朝夕2回）。

症状なし

24

0570-082-820

8:30 21:00

027-220-1151
0570-082-820

8:30 17:15

027-381-6112
0570-082-820

「濃厚接触者」とは、患者（確定例）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者です（感染可能期間とは、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間）。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者